

## 当社をご利用いただくにあたって

### 当社の保険・補償制度について

補償種別	補償額
対人補償	1名限度額 無制限
対物補償	1事故限度額 無制限(免責額5万円)
車両補償	1事故限度額 時価額 免責5万円(J,W,Vクラスすべて、T1~T3クラス) 免責10万円(T4クラス以上、A,Mクラスすべて)
人身傷害補償	1名限度額 <b>3,000万円(定員まで)</b> *人身傷害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による正規の治療を要します。

### ●ノンオペレーションチャージ(NOC)

万一事故を起こし、車両に損害を与えた場合、損傷の程度や修理時間にかかわらず、営業補償の一部として下記金額をご負担いただきます。

予定返却店舗へ自走して返却された場合：20,000円  
予定返却店舗へ自走して返却不可の場合：50,000円

※事故の場合、レンタル契約はその時点で終了となります。また当社が受済済のレンタル料金、クーポン等はご返金できません。

※自走返却されても重大事故については50,000円申し受ける場合もございます。

### ●免責補償制度(CDW)

この制度にご加入されますと、万一事故を起こしても対物補償、車両補償の免責額の支払いが免除されます。(レンタル期間途中での加入、解約はできません)

JWVクラスすべて T1~T3クラス	沖縄以外の地区	1,000円
	沖縄地区	1,500円
T4クラス以上、 A、Mクラスすべて	全国	2,000円

※15日以上1ヶ月以内の貸渡契約については15日分の加入料とし、補償は貸渡契約期間とします。  
※アルミバン塗装荷室部分は、車両補償の適用範囲に含まれますが、免責補償制度については対象外です。(塗装荷室部分以外は免責補償制度の適用範囲です)  
※免責とは…対物補償・車両補償からの補償金支払額のうち、一部金額(免責金額)については補償の対象外となりお客様にご負担していただくことです。

### その他注意事項

①下記についてはお客様の実費負担となります。

- タイヤのパンク及びバースト
- ホイールの破損およびホイールキャップの紛失・破損
- 車内装備の紛失・破損
- 飛び石等の飛来物によるガラスのヒビ割れおよび破損

②ガソリンは満タンでご返却ください。

③ご予約返却時間を変更される場合、また返却時間に合わない場合は、必ず出発時の店舗にご連絡ください。

※変更をお受けできない場合もございますので、ご了承ください。  
※無断延長をされた場合、レンタカーの所在を確認させていただくことがあります。

## 万一の場合の対応について

### 故障のときは

●ご利用中の車両に故障や不具合が生じた場合は、早急に店舗にご連絡ください。不具合がありながら、無理に使用したことによって走行不能になった場合は修理費用はお客様のご負担となります。

●営業時間外に故障が生じた場合は『24時間事故受付センター』へ連絡し、翌朝一番に店舗へ連絡してください。修理内容によって出張サービス料、修理代はお客様のご負担となります。ただし、お客様がご負担された費用のうち貸渡し以前からの瑕疵に原因があった事が判明した部分について、当社はお客様にお支払いします。  
※当社はJAFの非会員です。

### もし、事故に遭遇したら

●万一事故が起こった場合は、次の4項目を必ず行ってください。これを怠りますと、保険補償制度の適用を受けられません。

- ①負傷者の救護
- ②警察への通報と届出
- ③相手の確認
- ④店舗への連絡

- ・警察への届出が済みしたら、交通事故証明書を取得出来るよう手続きをしてください。
- ・事故現場で相手側と示談をしないでください。保険補償制度が適用されなくなります。
- ・キズやヘコミの大小、相手の有無に関わらず、事故扱いとなります。
- ・事故が発生した時点で貸渡契約は終了となります。

### 違法駐車取締りを受け、放置車両確認標章が取り付けられている場合

①その地域を管轄する警察に出頭し、所定の手続きをしてください。

- ②指定の金融機関にて、反則金の支払いを完了してご帰着ください。
  - ③ご帰着の際、当社にて反則金の支払いが完了しているか、確認させていただきます。交通違反告知書と領収印のある納付書、領収書等をご提示ください。
  - ④反則金の納付が確認できない場合は、下記の駐車違反違約金をお支払いいただきます。
    - 普通車クラス…25,000円
    - 中型車クラス…30,000円
- ※レンタカー返却後、反則金を納付された場合、納付書、領収書等をご提示いただくことにより駐車違反違約金を返金致します。尚、お振込扱いにてご返金させていただく場合、お振込手数料はお客様のご負担となります。

### 事故を起こされた場合のお客様負担について

万一事故を起された場合のお客様の負担は下記の通りです。

- ①**保険・補償制度の免責額**
  - 対物：免責5万円
  - 車両：免責5万円(J,W,Vクラスすべて、T1~T3クラス)  
免責10万円(T4クラス以上、A,Mクラスすべて)
  - ※免責補償制度加入の場合、支払は免除されます。
- ②**補償額をこえる損害または保険・補償制度が適用されない損害**
  - ※補償制度が適用されない損害については左記の「注意事項」をご覧ください。
  - ※補償制度は上記をご覧ください。
- ③**その他事故に掛る諸費用**
  - レッカー代等車両移送費(当社指定工場まで)
  - 交通事故証明書代
- ④**ノンオペレーションチャージ(NOC)**
  - 予定返却店舗へ自走して返却された場合：20,000円
  - 予定返却店舗へ自走して返却不可の場合：50,000円

## 保険・補償制度の適用を受けられない場合

下記のような運転または状態で、事故が発生した場合は、お客様の全負担となります。

- 警察と営業店の両方へ事故届が無かった場合
- 契約書記載運転者及び副運転者以外の運転による事故の場合
- 無断でレンタル時間を延長して起きた事故の場合
- その他、レンタル約款(貸渡約款)に違反した場合
- 飲酒運転、無免許運転の場合
- ウィングレンタカーの承諾なくして相手側と示談した場合
- 盗難によって生じた車両損害の場合
- 定員オーバーで走行した場合
- 海岸・河川敷・林間等、維持・管理された道路以外で走行した場合
- 使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食の補修費が生じた場合
- 各種テスト競技に使用し、又は他車の牽引・後押しに使用した場合
- お客様の所有・使用・管理する車両等との事故によるレンタカーの車両損害が生じた場合
- 営業店内でレンタカーや看板等を破損した場合
- 操作ミスにより故障した場合
- 車内装備を破損・紛失(事故に由来する破損を除く)した場合
- タイヤチェーン・スキーキャリア等によりキズがついた場合
- タイヤホイール及びホイールキャップを紛失した場合
- 悪質な交通違反による事故の場合
- 運転中にシートベルト非着用による事故の場合
- 車両管理不行き届きによる損害事故の場合
- その他、ウィングレンタカーの貸渡約款に定める免責事項に該当する事故を起こした場合

## 保険・補償制度の適用を受けても、免責補償制度(CDW)の適用を受けられない場合

下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合、免責補償制度への加入がなされている場合でも免責金を負担していただきます。

- スピードの出し過ぎで事故を起こし、制限速度を超えたと実証された場合
- 追い越し禁止線線で当該禁止線線を超えて事故を起こした場合
- 信号無視により事故を起こした場合
- 一時停止を怠って事故を起こした場合
- 右折禁止、Uターン禁止違反により事故を起こした場合
- 運転中の携帯電話使用により事故を起こした場合
- 悪質または故意と認められる事故の場合

### 安全運転でのご旅行・ご出張をしていただくために

- ①シートベルトは必ず着用。
- ②チャイルドシートを装着。
- ③車間距離の十分な保持。
- ④運転中の携帯電話の使用は禁止。(法令でも禁じられています)
- ⑤スピードオーバーや、無理な追越しは控える。
- ⑥時間に余裕を持ち、また適度な休憩をとる。

## ロードサービスのご案内

### ■レッカー（最寄りの修理工場まで）牽引サービス

事故や故障により自力走行出来なくなった場合に、最寄りの修理工場まで無料で搬送致します。  
※距離制限があります。

### ■緊急修理（30分程度）

故障やトラブルにより自力走行ができなくなった場合に、現場において30分程度で対応可能な応急修理を無料で行います。

- 燃料切れ時の燃料補充
- バッテリーの点検、ジャンピング（バッテリーあがりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせること。）
- 鍵の閉じ込み時の鍵開け（国産・外車一般シリンダー）
- パンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検（チェーン脱着は対象外）
- 冷却水補充
- ボルトの締付け 等

※現場にて30分程度で対応できないケースは作業費用が有料になる場合があります。  
※クレーン作業などの特殊作業が発生した場合は、お客様の負担となります。

### 【ご注意】

- 気象状況や交通事情によってはレッカー業者・修理業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
- レッカー業者・修理業者の出勤が困難な場所でのトラブルには対応できない場合があります。
- 作業時および搬送時に車体に損害を与える恐れがある場合は、お客様の事前の同意が必要となります。
- お車に高価な品物や危険物などが積載されている場合は、事前にご通知ください。

### 【ロードサービスの対象とならない場合】

- 指定の保険会社へ事前のご連絡なしに、レッカー業者・修理業者などの各種業者を手配された場合
- 雪道や砂浜、ぬかるみなどで単にタイヤがスリップして動けない場合
- 車外での鍵の紛失による鍵開け作業や車両搬送の場合
- レース、ラリーに参加した場合、またはレース、ラリーを目的とする場所など通常の自動車走行に不敵な場所で車を使用した場合
- メーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付の注意・警告ラベルなどに示す使用限度を超えて使用された場合
- 故意によりメーカーが発行するマニュアルの示す取り扱いと異なった方法で使用し、自力走行が不能となった場合
- 法令に違反している状態で運転した場合（無資格・酒気帯び運転など）
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変または暴動に起因する場合
- 国または公共団体の公権力の行使に起因する場合
- 地震、噴火、津波または核燃料物質などに起因する場合
- 航空機、船舶による輸送期間中の場合
- 私有地・造成地・離島などでレッカー業者・修理業者が立ち入りできない場所などサービス提供不可能な地域の場合

貸渡店舗

## もし事故が起きたら！

1. 先ず最優先で負傷者の救護措置をしてください。
2. 事故車を安全な場所へ移してください。  
●二重事故や渋滞が発生しないよう配慮してください。
3. 必ず警察へ届出を行ってください。  
(事故証明書の入手が必要となります。怠りますと補償の対象外となり、全額ご負担していただきます。)
4. 相手の確認をして、事故状況を下の報告書に記入してください。  
●事故の日時・場所・相手の氏名・住所・連絡先・勤務先・保険内容等
5. 当社（貸渡店舗）へ連絡してください。
6. 車の処置について。 ●車が動く場合 ⇒ 貸渡店舗まで運転してお戻りください。  
●車が動かない場合 ⇒ 貸渡店舗の指示に従ってください。

### 事故情況報告書

1	事故日時	年 月 日( )	時 分頃	
2	事故現場／ 損害箇所			
3	相手の氏名	携帯電話	- -	
4	相手の住所	〒 -	自宅電話 - -	
5	相手の勤務先	勤務先電話	- -	
5	相手の勤務先 住所	〒 -	事故現場略図	
6	相手の車両	車名 登録 番号		
7	相手の保険会社	〒 -		
7	相手の保険会社 住所			
8	相手の修理工場			
9	担当警察署		担当	
10	病院名		電話 - -	
11	自車(事故車)	車名	登録 番号	
12	借受人 (お客様)氏名		携帯電話 - -	
13	借受人 (お客様)住所			